



不動産業者・賃貸住宅のオーナーのみならず

空き家の活用方法、改修費のこと等でお困りでないですか？

東京都の新しい補助を使って
高齢者や子育て世帯等が安心して
入居できる住宅を増やしませんか？

住宅設備改善費補助始めました

東京ささエール専用住宅[※]にご登録いただくと
こんな設備の改修等を都が支援します

補助対象
工事費の **1/2** の額
最大
1戸
当たり **50** 万円

付帯設備
設置工事



温水洗浄便座の設置



防犯設備の設置



エアコンの設置



インターネット接続機器の設置



手すりの設置



段差解消



バリアフリー
改修工事

どうしたら補助が受けられるの？

東京ささエール住宅の専用住宅に新たに登録すること

入居中の改善工事を行う場合も、入居者がいずれかの属性に該当していれば補助を受けられます！

高齢者・障害者・子育て世帯のいずれかを受け入れる登録とすること

設備改善を行った専用住宅の登録を10年間維持すること

付帯設備設置工事を行う場合は、バリアフリー改修工事もあわせて実施すること

※ 活用例：バリアフリー工事（手摺の設置）＋付帯設備設置工事（エアコン設置）

※ 工事の組み合わせは自由です。

東京ささエール住宅って？

住まい探しにお困りの方が入居できる住宅として、物件のオーナー様が東京都等に登録した賃貸住宅(セーフティネット住宅)のことです。

■住まい探しにお困りの方の例：高齢者・障害者・低額所得者・子育て世帯・外国人など

■住まい探しにお困りの方のみが入居可能な“専用住宅”と、それ以外の方も入居可能な“登録住宅”があります。

1 登録物件情報が無償で専用HPに公開されるので、空室対策にも役立ちます。



2 高齢者等の受け入れのアドバイスや入居後のサポートが受けられます。

どんな物件が登録できるの？

1戸からでも、入居中でもOK

入居状況に関わらず、アパート・マンション・戸建て住宅が登録できます。

新耐震基準に適合し、一定の面積基準をクリアする必要があります。

面積基準の例（一般住宅の場合）

着工日	～平成8年3月31日	平成8年4月1日～平成18年3月31日	平成18年4月1日～平成30年3月30日	平成30年3月31日～
各住戸の床面積	15㎡以上	17㎡以上	20㎡以上	25㎡以上

※その他の要件の詳細はお問合せください。

住宅設備への補助のほかにもこんな補助が活用できます。

登録協力報奨金

専用住宅を登録したオーナー様や、登録を働きかけた不動産事業者それぞれ5万円の報奨金を交付します。

見守り機器設置費等補助

東京ささエール住宅に設置する高齢者向け見守り機器の購入費や取付費の1/2を補助します。

補助金の申請の流れ



同一年度を実施する必要があります

お問合せ・申請書の提出はこちら

東京ささエール住宅の登録及び住宅設備改善費補助の申請に関するお問合せ先

公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター

東京都新宿区西新宿7丁目7番30号 小田急西新宿O-PLACE 3階

03-5989-1791 (直通)

東京都 住宅政策本部 設備改善費補助金

申請書等は東京都のHPからダウンロードできます



東京ささエール住宅全般に関するお問合せ先

東京都住宅政策本部民間住宅部安心居住推進課 住宅セーフティネット担当

東京都新宿区西新宿2丁目8番1号 都庁第2本庁舎13階

03-5388-3320 (直通)